

所属長様

財政課長 木寺克郎

(公印省略)

令和元年度9月補正予算見積書の提出について(通知)

このことについて、9月定例会市議会に向け予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書を提出されますようお願いいたします。

記

1. 提出期限 **令和元年7月9日(火)正午 期限厳守**
2. 提出部数 3部(ただし総務費は2部)
3. 留意事項
 - (1) **今回の補正に係るシステム入力については、6月補正予算の議決処理(7月3日午後予定)以降としますので、積算及び資料の準備を先行してください。**
 - (2) 義務的、経常的な経費については、当初予算に年間必要額を計上しているため、原則として補正は行いません。補正予算要求は、その後の情勢の変化(国、県の制度や予算措置の状況)や施策としての取組みに係るものとします。
 - (3) 既存事業に係る補正(増額若しくは減額)要求を行う場合は、行政評価を判断指標として活用するとともに、その必要性、効果、緊急性を十分に精査、検討してください。
 - (4) **起債を伴う事業は、必ず事前に財政課と協議してください。**
 - (5) **前年度決算に係る国・県補助金等の精算がある場合は、原則として9月補正で要求してください。**
 - (6) 庶務担当課において取りまとめの上、部長決裁を受けて提出してください。
 - (7) 庶務担当課においてインデックスを貼付のうえ、提出してください。
 - (8) その他

補正予算見積書のシステム入力は、補正予算編成支援に入力してください。

一般会計 (第2号)	市営駐車場特別会計 (第1号)
国民健康保険特別会計 (第1号)	後期高齢者医療特別会計 (第2号)
介護保険特別会計 (第2号)	

補正予算見積書の製本順は、6月補正予算見積書と同様に行ってください。

集計表及び調書等の添付資料は、添付ファイルを利用してください。

財政担当ヒアリング(予定) **令和元年7月10日(水)~**